

豊情個審答申第61号
令和3年(2021年)10月7日

豊中市教育長
岩元 義 継 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 塩 川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書部分開示定処分
について（答申）

令和3年3月16日付け豊教総第2272号により諮問を受けた豊中市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育長が行った、「令和〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日付〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取りについて」に係る行政文書部分開示決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和2年9月9日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市教育長（以下「実施機関」という。）に対し、行政文書の名称又は内容を「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付、〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取りについて この文書を発するまでの起案書、会議録、決裁書の開示」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年9月23日、本件開示請求に係る行政文書を「令和〇年（〇〇〇〇年）〇〇月〇〇日付〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取りについて」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、「〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取りについて」に記載された個人の氏名は当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため開示できません。「〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取りについて」の法人の従業員のやり取り内容等については、当該法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年12月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市教育長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、令和3年3月16日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書の記載内容並びに口頭意見陳述の内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 公文書として〇〇〇（開示請求者）に発した文書を行政文書開示請求したら、部分開示とは理解に苦しむ。

条例第7条及び第8条に基づき開示されることは、審査請求人も承知している。問題なのは、条例第7条第1号のただし書きの解釈を実施機関が誤っていることである。

- 2 条例第7条第2号に該当するとして不開示としている部分について、開示することによりなぜ〇〇〇の社会的評価の低下及び正当な利益を害するのか、明確に示してほしい。

- 3 本件行政文書は、豊中市教育センター職員から豊中市教育センター所長に報告した内容を鵜呑みにし、〇〇〇の弁明も聞かず、調査もせず発されたものである。実施機関が一方向的に発した文書を全部開示し、事の是非を協議して明確にしなければ、それこそ〇〇〇の社会的評価の低下及び正当な利益を害するので、全部開示を求める。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書並びに口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 開示の範囲は、条例第7条及び第8条に基づき判断されるものである。

開示請求に係る行政文書の内容が開示請求者にとって既知のものである場合に当該行政文書の開示を実施機関に義務付ける規定は条例に存在しない。また、開示請求を行う目的又は理由がいかなるものであるかは、開示の範囲の判断に影響を与えることはない。

- 2 条例第7条第2号に該当するとして不開示としている部分については、本件行政文書を概観するに、豊中市職員と〇〇〇従業員のやり取りをきっかけに、豊中市教育センターから〇〇〇に対して要望を行わざるを得なくなったことは明らかであり、〇〇〇従業員の発言内容に社会通念上是正を求めざるを得ない内容が含まれていたことは容易に推測される。このような性質の発言内容を具体的に開示した場合、〇〇〇の事業執行中の発言である点も相まって、〇〇〇が社会通念に反する理念に基づき業務執行を行う法人であるとの社会的評価を受ける可能性があることは否めないため、不開示とする旨決定したものである。

第六 審査会の判断

- 1 本件行政文書について

本件行政文書は、豊中市教育センター所長から〇〇〇に発せられたものであり、〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取り及び豊中市教育センターから〇〇〇への要望が記されている文書である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

また、条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第1号では、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を不開示情報としている。ただし、同号アに規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、同号イに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ウに規定する「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」の「当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は、不開示情報から除くこととしている。

同条第2号では、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの」を不開示情報と規定している。また、同号ただし書では、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、不開示情報から除くこととしている。

3 本件審査請求に係る不開示情報該当性の判断

実施機関は、本件行政文書に記載されている個人の氏名は条例第7条第1号に該当する、〇〇〇従業員と豊中市職員とのやり取り内容等は同条第2号に該当すると主張しているので、これらについて判断する。

(1) 条例第7条第1号該当性について

本件行政文書を見分したところ、条例第7条第1号に該当するとして不開示とされた部分は、〇〇〇従業員の氏名であり、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(2) 条例第7条第1号ただし書き該当性について

審査請求人は、第7条第1号に該当するとして不開示とされた部分について、第7条第1号のただし書に該当するため、開示すべきである旨主張しているので、この点について検討する。

① 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

本件行政文書に記載されているやり取り内容については、事実上の慣習として公としている事実は確認できないため、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

② 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

〇〇〇従業員の氏名が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当しないのは明らかであるため、条例第7条第1号ただし書イには該当しない。

③ 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

〇〇〇従業員の氏名が条例上規定する公務員等の情報に該当しないのは明らかであるため、条例第7条第1号ただし書ウには該当しない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書を見分したところ、条例第7条第2号に該当するとして不開示とされた部分には、〇〇〇の評価に結び付く内容が記載されていることをインカメラ審理にて確認した。

当該不開示とされた部分に記載された情報は、〇〇〇の正当な利益を明らかに害するおそれがあると認められ、かつ、同号ただし書に該当する事情はないことから不開示が妥当である。

4 結論

以上のとおり本件不開示部分は条例第7条第1号及び第2号に該当し、同号ただし書に該当するものではないので、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年（2021年）10月7日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子